

◎佐賀県条例第15号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 <u>(一時保護施設に係る県基準)</u> 第2条の2 <u>法第12条の4第2項の規定により条例で定める一時保護施設の設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 一時保護施設の管理者は、次のいずれにも該当する者でないこと。</u> <u>ア 暴力団員</u> <u>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u> <u>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u> <u>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u> <u>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u> <u>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u> <u>(2) 一時保護施設は、その経営について、前号アからカまでに掲げる者の実質的な関与を受けてはならないこと。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(3) <u>一時保護施設においては、次に掲げる非常災害対策を講じること。</u></p> <p>ア <u>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。</u></p> <p>イ <u>利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</u></p> <p>ウ <u>施設の立地環境及び利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。ただし、原子力災害に係る防災計画の策定は、東松浦郡玄海町、唐津市又は伊万里市に所在する施設に限る。</u></p> <p>エ <u>ウの規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、利用者及び職員に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u></p> <p>オ <u>非常災害に備え、定期的に避難、救出、消火その他必要な訓練を行うこと（避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。）並びに職員及び利用者に対し当該利用者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u></p> <p>カ <u>施設又は利用者の特性に応じて、非常災害に備えた周辺地域及び他の施設等との連携並びに非常災害時における被災者支援に努めること。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、県基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）で定める基準とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(児童家庭支援センターに係る県基準) 第17条 略</p>	<p>(児童家庭支援センターに係る県基準) 第17条 略 (里親支援センターに係る県基準) 第17条の2 <u>第7条第1項の規定は、里親支援センターについて準用する。</u> 2 <u>前項に定めるもののほか、県基準のうち里親支援センターに係るものは、省令で定める基準とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。